

議事日程

守口市門真市消防組合議会定例会

平成二十八年十二月二十六日（月）

午前十時開会

日程	事件番号	事 件 名	備考
第一		会期について	
第二	選任同意第四号	監査委員の選任について	
第三	認定第一号	平成二十七年守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について	
第四	議案第十号	平成二十八年度守口市門真市消防組合会計補正予算（第一号）	
第五	議案第十一号	消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	

平成二十八年十二月二十六日

守口市門真市消防組合議定会定例会會議録

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部長会議室)

○出席議員(十五名)

○議事日程

平成二十八年十二月二十六日(月) 午前十時開会

日程第一 会期について

日程第二 選任同意第四号 監査委員の選任について

日程第三 認定第一号 平成二十七年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第四 議案第十号 平成二十八年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)

日程第五 議案第十一号 消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

一番	森	博孝	議員
二番	内海	武寿	議員
三番	大倉	基文	議員
四番	豊北	裕子	議員
五番	戸田	久和	議員
六番	佐藤	親太	議員
七番	吉水	丈晴	議員
八番	酒井	美知代	議員
九番	服部	浩之	議員
十番	西田	久美	議員
十一番	立住	雅彦	議員
十二番	池嶋	一夫	議員
十三番	上田	敦	議員
十四番	阪本	長三	議員
十五番	竹嶋	修一郎	議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管理	副管理	副管理	消防	次	守口消防署	門真消防署	総務課	予防課	警備課	司令課	特別救助隊長	会計管理者
者	者	者	長	長	長	長	長	長	長	長	長	者
西端勝樹	宮本一孝	中村誠仁	熊本正雄	前嶋文夫	日比敏夫	好川和彦	久野隆博	池邨行弘	谷本寿一	西尾秀昭	土井義治	古川富郎

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市危機管理監	守口市危機管理室長	門真市総務部長	門真市危機管理課長
多田昌生	西端義晶	大兼伸央	石丸琢也

○ 議会事務局出席職員

総務課参事	総務課長補佐	総務課総務係長	総務課総務係長	総務課総務係主任
中田一人	宮崎智之	阪本利弘	馬場大輔	緒方正文

〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃

午前十時開会

○ **西田久美議長** これより組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、深く敬意を表する次第でございます。

また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げますとともに、本日の案件は全て重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ **西端勝樹管理者** 議長

○ **西田久美議長** 西端管理者

○ **西端勝樹管理者** 改めましておはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切な御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げます。次第でございます。

さて、本定例会におきましては、選任同意を初め、平成二十七年年度会計歳入歳出決算の認定、平成二十八年年度補正予算及び条例に関し、御審議をお願いいたしますところであります。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **西田久美議長** それでは、これより会議を開きます。

書記から、本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ **中田一人総務課参事** 御報告申し上げます。

本日は、十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ **西田久美議長** 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。二番内海議員、十四番阪本議員にお願い申し上げます。

これより議事に入ります。日程に先立ち、御報告申し上げ

げます。

まず、行政視察の結果について、各視察議員から議長宛て報告がなされており、かつ、お手元配付の印刷物のおおりに、これらの概略報告をいたしておりますので、これをもって視察結果の報告に代えさせていただきます。

次に、監査委員から、去る七月から十一月までに行われました「例月出納検査の結果について」文書をもって報告がなされております。

以上で報告事項を終わります。

これより日程に入ります。本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第五、議案第十一号「消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」までの計五件を付議すべきこととなっております。

それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、選任同意第四号「監査委員の

選任について」を議題といたします。

○ **九番 服部浩之議員** 議長

○ **西田久美議長** 服部議員

○ **九番 服部浩之議員** この際動議を提出いたします。

ただいま上程されました選任同意第四号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されんことを望みます。

○ **西田久美議長** ただいま服部議員から、選任同意第四号及

び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **中田一人総務課参事** 選任同意第四号

監査委員の選任について

守口市門真市消防組合監査委員に、次の者を適任と認め選任したいので、議会の同意を求めらる。

平成二十八年十二月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹
以上

○ 西田久美議長 提案の理由の説明を求めます。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 西田久美議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 ただいま上程されました選任同意第四号
「監査委員の選任について」御説明申し上げます。

現在、本消防組合監査委員の溝端稔氏の任期が去る十二月二十五日をもって満了いたしましたことから、その後任につきまして種々慎重に検討いたしました結果、引き続き同氏を選任いたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

溝端氏には、同委員としてのこれまでの活動実績と経験を活かし本消防組合行政の発展のため、さらに御尽力いただけるものと期待をいたしているところでございます。何とぞよろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○ 西田久美議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより選任同意第四号を採決いたします。本件はこれを同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

この際申し上げます。本来ならば溝端稔氏から御挨拶を受けるべきところでございますが、本日所用のため欠席でございまして、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

次に移ります。日程第三、認定第一号「平成二十七年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 中田一人総務課参事 認定第一号

平成二十七年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について

平成二十七年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算

を、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付する。

平成二十八年十二月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 西田久美議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、認定第一号、平成二十七年
度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算について、御説
明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件、参
考資料認一一、認定第一号関係参考資料をお開き願いま
す。

まず、歳入でございますが、歳入総額は三十七億五十四
万六千六百十二円で、前年度と比較いたしましたして二・六％
の増となっております。

また、歳入の九十五・六％を占めます分担金につきまし
ては三十五億三千八百六十一万四千円で、前年度と比較い
たしまして二・三％の増となっております、両市の分担比率に
つきましては、守口市が五十三・四％、門真市が四十六・
六％となっております。

次に、歳出でございますが、歳出総額は三十六億八千百
三万五千三百三十八円で、前年度と比較いたしましたして二・
六％の増となっております。

続きまして、認一一二をお開き願います。

歳出におきます経費の分析でございますが、人件費が八
十三・四％、物件費が四・三％、投資的経費が四・二％、
その他の経費が八・一％といった構成比率となっております。
す。

歳出の大部分を占めております人件費につきましては、
三十億七千七百四十九円となっており、前年度比
一億二千五百六十三万五千七百二十円、率にいたしまして
三・九％減少しております。減少した主な要因といた
しましては、退職者が二十二名から十三名と九名減少した
ことにより、退職手当が一億五千三百二十三万八千七百十
八円減少したことによるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出から御説明申
し上げます。恐れ入りますが、お手元の決算書二十一ペー
ジをお開き願います。

一款議会費及び二款総務費につきましては、特段申し上
げることはありません。

次に、二十四ページの三款消防費につきましては、三十

四億五千六百三十四万七千七百二十九円で、執行率が九十九・五%となっております。

続きまして、二十五ページ、九節旅費のうち研修旅費につきましては、消防大学校を初め、各種専門教育機関に入校させております研修派遣に要しました費用でございます。

次に、二十六ページ、十一節需用費八千六万七千四百円のうち消耗品費につきましては、職員貸与被服、消耗資器材等の購入費でございます。また、修繕料につきましては、消防庁舎、消防車両及び消防機械器具の修繕等に要しました費用でございます。

十四節使用料及び借料のうち使用料は、百十九番回線及びデータ通信専用回線の使用料が主なものでございます。土地家屋賃借料につきましては、守口本署及び上野口、蕨島両出張所の土地の賃借料でございます。

続きまして、二十七ページ、十五節工事請負費は、三郷出張所待機室改修工事に要しました費用でございます。

十八節備品購入費のうち事業用器具費につきましては、消防用ホースを初め、各種警防、救急資器材の購入費でございます。

十九節負担金、補助及び交付金のうち負担金につきましては、大阪航空消防運営費、救急安心センターおおさか運

営費等に対します負担金でございます。また、研修負担金につきましては、先ほど研修旅費でも申し上げましたとおり、消防大学校及び各種専門教育機関での研修に要しました費用でございます。

続きまして、二十八ページ、二目消防施設費の十三節委託料は、蕨島、千石両出張所の耐震診断に要しました費用でございます。

十五節工事請負費は、門真本署屋上防水改修工事に要しました費用でございます。

十七節公有財産購入費は、蕨島・千石出張所統合庁舎建設用地購入に要した費用でございます。

十八節備品購入費につきましては、東部出張所配備の救急車の更新整備に要した費用でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、十五ページにお戻り願います。

一款分担金及び負担金は、三十五億三千八百六十一万四千円が調定、収入されております。守口市分担金が十八億八千八百五十五万八千円、門真市分担金が十六億五千五百六千円となっております。

次に、十六ページ、三款府支出金でございますが、府立消防学校教官派遣に伴います府負担金及び大阪航空消防運

営費負担金に対します府補助金でございます。

続きまして、四款財産収入でございますが、特殊車両整備積立基金利子及び廃車売払収入でございます。

次に、十八ページ、七款組合債でございますが、葎島・千石出張所統合庁舎建設用地及び高規格救急自動車の購入に對しまして、一億二千八百四十万円を借り入れたものがございます。

以上の歳入合計三十七億五十四万六千六百六十二円から歳出合計三十六億八千三百三十三万三千三百三十八円を差し引きました、千九百五十一万八千二百二十四円を平成二十八年度へ繰り越したものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 西田久美議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 おはようございます。豊北です。よろしくお願ひします。

決算の二十七ページ、研修負担金千四百八十三万二千二百四十九円のところなんですけども、先ほども少し説明はあ

ったんですけども、研修の内容についてももう少し詳しく教えてください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。豊北議員の御質問にお答えします。

研修負担金の主なものとしたしまして、大阪府立消防学校の初任教育で二十三名分約五百六十五万円、それから救急救命士三名の養成で約四百六十六万円が主なものでございます。

以上です。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 はい。ありがとうございます。

昨年度の二千十五年度、平成二十七年度の消防年報を拝見させていただきますと、火災の方は前年度六十三件から五十五件と減少しているんですけど、消防業務の中での救急業務の出動件数は五年前の一万五千二十二件から一万六千七十一件へと約千件増えています。前年度と比べたら百七十五件増えているんですね。救急救命士の研修は三名とということでしたけれども、現在、本消防署の資格をお持ち

の方は何名おられるのかと、実際に救急隊として活動されている方は何名なんでしょうか。お願いします。

○ 谷本寿一警備課長 議長

○ 西田久美議長 谷本警備課長

○ 谷本寿一警備課長 豊北議員の御質問にお答えします。

現在、当消防組合における救急救命士有資格者数は五十六名でございますが、常設救急隊の救急救命士数は三十四名であり、基本的に救急車一隊に救急救命士二名の配置としております。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 はい。ありがとうございます。

救急車一隊に救急救命士が二名配置されているということなんですけども、先ほど言いました消防年報を見ますとね、救急救命士が行った処置項目というのが前年度と比べて、前年度は五項目ぐらいだったんですけど、今年度は二項目ほど増えているんですね。逆に救急救命士じゃなくて、他の救急隊員が行った応急処置件数というのは、かなり減少しております。こういったことの説明をお願いしたいなと思うんですけど。

○ 谷本寿一警備課長 議長

○ 西田久美議長 谷本警備課長

○ 谷本寿一警備課長 豊北議員の御質問にお答えします。

平成二十七年度版消防年報中における救急救命士の行った処置項目については、法改正に伴い平成二十七年四月より救急救命士の処置拡大となり、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に関連する項目が総務省消防庁への報告の必要がありました。救急隊員の行った応急処置件数の合計件数減少については、総務省消防庁へ報告の必要がないその他の応急処置の項目を削除したことからでございます。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 はい。ありがとうございます。

今後、この救急救命士が重要かなあっていうふうに思いますけれども、今後の方針についてと、課題があるのか、そこら辺についてお答えください。

○ 谷本寿一警備課長 議長

○ 西田久美議長 谷本警備課長

○ 谷本寿一警備課長 豊北議員の御質問にお答えします。

今後の課題としましては、定年退職等を含めまして救急救命士を離脱する職員等を考慮した救急救命士の資格取得について、計画的に養成が必要なこと。また、引き続き増加する救急件数に対し、市民へ救急車の適正利用を求めていくことと考えております。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 以上です。今後よろしく願います。

○ 西田久美議長 ただいまの豊北議員の御発言は御意見として承っております。

他に質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより認定第一号を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、本件を原案

のとおり認定することに決しました。

次に移ります。日程第四、議案第十号「平成二十八年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)」を議題といたします。

それでは、議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第十号「平成二十八年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議十一をお開き願います。

第一条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二億五千九百九十五万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三十九億九千九百八十四万千円にさせていただこうとするものでございます。

次の第二条におきましては債務負担行為の補正を、第三条では地方債の補正をお願いするものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づきまして、歳出から御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議十一

人をお開き願います。

補正の内容でございますが、平成二十九年度中の開庁に向け設計業務を進めております葎島・千石出張所統合庁舎建設事業につきまして、基本設計が完了し、工事費概算額が六億四千九百八十九万円と算出されたことに伴いまして、工事費概算額の四十%の前払金二億五千九百九十五万六千円を補正させていただこうとするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、付議事件議十一六にお戻り願います。

まず、組合債でございますが、葎島・千石出張所統合庁舎新築工事費の補正に伴いまして、二億千五百十万円を増額するとともに、分担金として四千四百八十五万六千円の増額をお願いするものでございます。

なお、この補正によります分担金の増額分の算出表は、付議事件議十一七のとおりでございます。守口市分が二千三百九十九万三千円、門真市分が二千八十六万三千円の増額となっております。

以上が歳入歳出予算の補正内容でございます。

次に、第二条債務負担行為の補正につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議十一三にお戻り願います。

債務負担行為の追加といたしまして、葎島・千石出張所統合庁舎新築工事費及び工事監理業務委託事業につきまして、記載の期間、限度額で債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

最後に、第三条地方債の補正でございますが、議十一四をお開き願います。

今回の補正に伴いまして、消防施設整備事業債の借入限度額を五千四百万円から二億六千九百十万円に変更させていただこうとするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○ 西田久美議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。門真市議無所属革命二十一の戸田です。この補正予算について、公共工事のそもそもの部分に関わることを質問します。当初は一般質問で思っていたんですが、この補正の方にありましたので。

まず、この補正予算案の債務負担行為の部分で、葎島・千石出張所統合庁舎新築工事というものがありませんけれど

も、そもその公共工事の部分について何点か質問していただきます。答弁は必ず西暦、元号併記でお願いします。

まず、クエスチョンの一、千九百九十七年の建設省の建設産業における労働時間短縮推進要綱とはどのようなものなのか、週四十時間労働と公共工事現場の週二日の閉所、あの、現場を閉じるということですね、閉所に重点を置いて説明してください。

また、この要綱内容を否定するような新たな要綱や法律は存在せず、従って公共機関としては、これを絶対に守らなければならないものであることも、併せて説明してください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。建設産業における労働時間短縮推進要綱につきましては、週四十時間労働制への円滑な移行と建設産業における労働時間短縮の推進のために、建設省として講ずべき支援措置を明らかにするため策定されたもので、公共工事の発注者への要請と考えており、具体的な措置としては、週四十時間労働制に対応した工期と積算の実施、公共工事週休二日・現場閉所モデルの工事の実施などとなっております。

また、労働時間の短縮についての取組が求められており、否定するような新たな要綱や法律がないと認識しております。公共工事の発注者とその役割に関する共通の認識を持ち、それぞれの立場で労働時間短縮に関する施策を講ずる必要があるため、建設省要綱について遵守すべきであると認識しております。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。そのとおりであります。

さて、この九十七年の建設省要綱は遺憾ながら、全国的に長い間実行されずにきておりまして、幸か不幸かあまりにも有名無実となったために、小泉規制改革の、以来の規制改革の網にも引っ掛からないということがありましたが、これはやっぱり、先ほど答弁で述べた必要性があるものでして、守っていくべきものなんです、全国的にも忘れられていた。その中で、これ私自身もこの点、連労組生コン支部の役員でもありながら、担当者でもありながら、ちゃんと指摘してなかった。私自身も、反省も込めまして、二千十五年度十二月に門真市議会では私がこの問題を指摘して、門真市に要綱をちゃんと守った工事をせよということ

を、実行を迫ったことを契機にしまして、これまで契約担当の課長すらその存在すら知らないという状態から、その門真市がこの要綱の遵守義務ということに目覚めて、あわせて、同時期に門真市での動きと連動して、近畿建設局や大阪府でもそういった自覚が進んで結果として、門真市において、二千十六年度から試行、試しに行うと、この要綱に基づいた公共工事の日程を組むということですね。二千十七年度から本格実施するという方針に踏み切っておりますが、守門消防では門真市でのこういった自覚と認識

について、この十二月に私から指摘されて初めて知ったようでありすけども、門真市の事例などの調査や研究も開始して、現在ではかなりの知見を得たはずですけども、どうでしょうか。このときに、あわせて門真市の議会での質問、答弁の記録を示しただけでなくて、二千十六年一月に私の所属する連帯労組関西生コン支部の公共工事問題、不正工事防止等の専門家の人を門真市役所に来てもらって、意見交換をすると、そのときの動画をUSBで示したりもしたんですが、そういうことも含めて今の認識を述べてください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。二千十五年、平成二十七年十二月議会及び二千十六年、平成二十八年三月の門真市議会で

戸田議員から質問がなされ、門真市では二千十六年、平成二十八年七月より試行し、二千十七年、平成二十九年から本格実施することを認識したところであります。

また、建設業における労働環境は他産業に比べて厳しく、若年者が建設業に就職、定着しない理由として、休日の少なさや労働環境の厳しさが挙げられます。そのため、入職者の確保はもとより、建設現場で働く人々がより快適に働くことができるよう、労働環境を改善していくことが非常に重要であり、不正の発生の事例、発注者責任、提訴、賠償責任リスクがあることも認識したところでございます。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。しつかりとした答弁であったかと思えます。

さてですね、続いてクエスチョンの三番目として、公共工事現場を週二日閉所する、土日、週二日というのは、土日閉鎖して、かつ、休日があればそれもまた閉鎖する。そういう意味での週二日ですけども、もっと厳密に言うと、

公務員が監督する、工事監督する公務員が休みのときは現場も休むと、こういうことですね。このことについて、必要性について。

まず、(1)元請社員だけでなく、下請の労働者や職人に至るまでの週四十時間労働の確実な実施。

(2)発注者側の監督職員不在の土曜日などを狙った不正工事の防止の二点について、門真市議会の答弁などを参照して、答弁してください。

これ、少し詳しく言いますと、初めて耳にする方もいるでしょうから、「週四十時間労働守ってますよ。」と言っても実際にはそれは元請会社が書面上で出して、元請の社員は週四十時間であっても、子請や孫請に至ってけるとどういふか、あんなにそんな実態がなくなって、週四十時間でない、あるかないかの実態を発注者の側が、実は何にも把握しない仕組みになってしまってるのが非常に多いと、これでは抜けど道だらけということでありませぬ。いつまでたっても建築業界の状況は変わらないと、まあこういうことがまず一点。

それから、不正工事のことで言いますと、監督職員がない土曜日に、過積載とか生コンの水増しとか工事のやり方に違反した工事のやり方であるということが、いろいろ

不正があるということが、例えば私の属している関西地区生コン支部の監視と長年ずっと二、三十年それを監視しているわけですけども、現場写真、動画もたくさん撮られていますし、そのことは建設省も非常にもう認識してるところですね。そして、場合によっては、不正な工事によって品質の悪い工事になって、後で不具合が見つかって、取壊し、建て直しとか、あるいは瑕疵責任を問われるとか、ということが、問われるのは発注者側として問われるわけではなく、そういう不正工事を抑止する、もうしたらできない体制、しようとする気にならない体制ということをしつかりやるといふことが結局みんなにとっていいことなんだ、こういうふうなことなんですね。この二点について答弁をお願いします。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。元請社員だけでなく、下請の労働者や職人に至るまでの週四十時間労働の確実な実施につきましては、議員御指摘のとおり確実な方策であると認識しており、国土交通省及び大阪府においても完全週休二日制の実現に向け、四週八休モデル工事の施工を進めていると聞いております。週四十時間労働を含め労働関係法令の

遵守は必要であると考えております。

また、発注者側の監督職員不在の土曜日などを狙った工事不正の防止につきましては、門真市議会の議事録で公共工事での不正の横行が土曜日に集中していることと認識したところであります。本消防組合としましては、今年度から百三十万円を超える工事につきましては、工事監理業務を委託していることから、公共工事の品質を確保するとともに、工事監理業者と協議し職員の立ち合いのことも含めまして、週二日閉所の必要性を認識したところであります。以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。ありがとうございます。

さて、次の質問で、守門消防で今年度や、あるいは来年度に予定されている施設工事にはどのようなものがあるのか。この補正で出されている葎島・千石出張所統合庁舎新築工事でしょうか。今年度や来年度に予定されている施設工事について、それぞれの入札実施時期と工事開始の予定時期を答えてください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。今後予定しています施設工事に

つきましては、現在整備計画に基づき進めております葎島・千石統合庁舎の建設工事であります。予定といたしましては、二十七年、平成二十九年三月頃に入札を実施し、三月の消防組合議会で承認を頂ければ、四月中旬以降に着工できるものと考えております。以上です。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。分かりました。

これ最後の項目の質問ですけども。さてですね、この千九百九十七年の建設省要綱の厳守を実行するためには、それぞれの工事の入札条件の中の工事日程において、工事現場での週四十時間労働と週二日の閉所を明記しておけば済む話でありまして、今年度や来年度に予定されてる施設工事の唯一のものである、この葎島・千石出張所統合庁舎新築工事について、今、答弁で示されたように入札時期は来年の二十七年の三月頃、工事の開始予定時期は四月中旬以降ということであれば守門消防として、少なくとも今、この議会で二十七年からの工事は千九百九十七年建設省要綱を遵守する工期日程で行うということを明言しても

らいたいですけども、どうでしょうか。

ちよつと付言しますと、数多くの公共工事を抱える門真市の場合でも二十五年十二月議会で私の指摘で初めてのこの要綱問題を知って、すぐに調査、検討を開始し、年明けの二十六年一月下旬には要綱を遵守するための具体策に踏み込んで、庁内で考え始めて、十六年三月議会で、十六年度から試行、二十七年年度から本格実施との方針を固めたことと答弁し、それに沿ってちゃんと実行してきております。抱える工事は守門消防の場合はわずか一件ですね、で入札時期が来年の三月、工事の着工が四月中旬以降ということで門真市よりもまだ余裕もあるという状況ですから、来年度から二十七年年度からの工事については、九十七年建設省要綱を遵守する工期日程で行うということを明言できないはずがないのであります。しっかりとした答弁をお願いします。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。工事現場での週四十時間労働と週二日閉所の明記につきましては、葎島・千石統合庁舎新築工事では、建設省要綱を踏まえ、基本、週二日閉所を明記するようにします。ただ、万一、どうしても土曜や日曜

にも稼働せざるを得ない事情が発生した場合は、例外的に工事を認めることも併せて明記させていただきますので、よろしく御理解お願いいたします。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。最後に指摘と要望で終わりますけども、大変しっかりした答弁だったと思います。

さて、あの門真市で、「そういう要綱遵守は結構だけでも、それだったらかえってその下請、職人、親方さんが工期日程が、例えば三箇月でやって何万円もらうと、けども土日絶対休みっていうので、三箇月半かかってこれで何万円、それでは月当たりの収入が減ってしまう。気の毒だ。」とこういう指摘があったんですね。これについては要綱を遵守した結果、弱者にしわ寄せがいくということはあるってほならないわけで、じゃあどういふうなやり方、工事の発注の仕方、入札の仕方がいいのかということとは正直者がばかを見ないように、弱者にしわ寄せがいかないよいうなやり方っていうのを発注者の責任できちっと考える必要があります。それに向けて、今、門真市では業者はもちろんのこと、場合によっては労働組合の専門家、有識者、他市の建設局からの意見とか、大阪府の例とか、いろんな

こと参考に、弱者にしわ寄せがいかないような、やり方をきつちりこう開発してるということで今、検討中であります。守門消防においてもそういうことを参考にされて、是非頑張っていていただきたいということを述べまして私の指摘と要望とします。

以上です。

○ **西田久美議長** ただいまの戸田議員の御発言は御要望として承っておきます。

他に質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第十号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第五、議案第十一号「消防職員の給

与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **中田一人総務課参事** 議案第十一号

消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十八年十二月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ **西田久美議長** 提案理由の説明を求めます。

○ **久野隆博総務課長** 議長

○ **西田久美議長** 久野総務課長

○ **久野隆博総務課長** はい。それでは、議案第十一号「消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、御説明させていただきます。恐れ入りますが、追加でお渡ししております付議事件議十一―一から議十一―十一までを、あわせまして、付議事件参考資料議十一―一から十三までを御参照願います。

国におきましては、平成二十八年の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正

する法律が本年十一月に可決成立されたところでございます。

また、守口市、門真市におきましても、先般開催されました市議会で国に準じた内容で職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が可決されました。

これらの動きを受け本消防組合におきましても、消防職員の給与改正に向け、種々慎重に検討を加えてまいりました。その結果、消防職員の給与制度につきましては、従来から管理者の属する守口市に準じた内容で条例改正をしてきたことから、同内容で条例改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

第一条は、消防職員の給与に関する条例の一部改正でございます。まして、第十九条第二項につきましては、平成二十八年十二月における勤勉手当の支給率を一般職員は〇・一箇月を加え〇・九箇月に、再任用職員は〇・〇五箇月を加え〇・四二五箇月に改めるものでございます。

附則第三十二項につきましては、国に準じて実施しております課長級以上の五十五歳を超える消防職員の給与を一・五％削減する規定のうち、勤勉手当の削減率を〇・一箇月分の引き上げに応じて改めるものでございます。

最後に、別表第一の給料表でございますが、国に準じ平均〇・一％を引き上げるものでございます。

次に、第二条でございますが、前条と同じく消防職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第十一条及び第十二条につきましては、扶養手当に関する規定でございます。配偶者に係る手当額を現行一万三千円から六千五百円に減額し、子に係る手当額を六千五百円から一万円に増額しようとするものでございます。また、八級職員については、配偶者及び父母等に係る手当額をそれぞれ三千五百円に減額しようとするものでございます。

第十九条第二項につきましては、平成二十九年四月以降における勤勉手当の支給率を一般職員は〇・八五箇月に、再任用職員は〇・四箇月にそれぞれ改めるものでございます。

附則第三十二項につきましては、第一条で御説明申し上げます。改めようとするものでございます。

最後に、附則でございますが、第一項につきましては、施行期日を公布の日とするものでございます。ただし、第二条並びに附則第六項及び第七項の規定は、施行期日を平成二十九年四月一日とするものでございます。

第二項及び第三項につきましては、適用区分を定め、第二項にありましては、改正後の給料表を平成二十八年四月一日から適用するものとし、第三項にありましては、改正後の勤勉手当の支給率を平成二十八年十二月一日から適用しようとするものでございます。

第四項及び第五項につきましては、給与及び勤勉手当の、第六項及び第七項につきましては、扶養手当の経過規定でございませぬ。

第八項につきましては、委任規定でございませぬ。

以上、誠に簡単な説明でございませぬが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 西田久美議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 質疑なしと認めませぬ。よつて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 討論なしと認めませぬ。よつて討論を終結いたします。

これより議案第十一号を採決いたします。本案を原案の

とおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めませぬ。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

これより一般質問に入ります。通告のございました酒井議員から質問を受けることといたします。

○ 八番 酒井美知代議員 はい。議長

○ 西田久美議長 酒井議員

○ 八番 酒井美知代議員 一般質問させていただきます。

今回の補正にも出てましたけれども、蕨島、千石出張所とかの庁舎を建設されるということで、また、このあとね、本部とか消防署等の建設の計画とかも出てるんですけども、三郷などかなり古そうに見えますし、門真には上野口という出張所があるということですので、耐震化も含めた整備の計画があれば教えていただきたいというのと。

また、今、あの東日本大震災以降といいますか災害の多い日本でね、消防団の活躍が今見直されているということ、守口市と門真市でも消防団があるようですけど、それがいくらあるのかということ、消防署との連携など教えていただきたいなと思います。

それからちよつと通告事項には入れてなかつたんですけ

ど、先週、新潟の糸魚川ですごい大火があつて、あれを見てると、よそ事ではないなと思うんですけど、守口はそこまで密集した地域というのはないのかなと思いつつも、やっぱりあれだけの強風にあおられて広がるということでは、密集した守口、門真でもやっぱり、ああいう大火になりうる可能性がある地域があるのか。あるならば、その対策はどうされているのか。後日でも、追加の部分、結構ですの
でよろしくお願いいたします。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。酒井議員の御質問にお答えします。
まず、三郷出張所につきましては、築四十四年が経過して

ております。上野口出張所は、築三十三年が経過しております。いずれの出張所におきましても、防災拠点となるべき消防庁舎としての耐震化はできておらず、またかなりの老朽化が進んでおります。現在の消防整備計画は、平成三十一年度までの計画となっており、平成三十二年以降につきましては新たに整備計画を策定いたします。その中で三郷出張所及び上野口出張所の耐震化を含めました何らかの方針をお示ししたいと思います。

次に、消防団と消防組合の連携についてでございます。

消防団につきましては、日頃より御協力を賜り、定期的に規律訓練やポンプ操法訓練に講師として職員を派遣しており、守口門真両市民の安心安全のため、技術の向上に努めております。実際の火災発生時に際しましても、通報段階から各団長、副団長、小隊長などに迅速に連絡を入れ情報提供をし、現場活動に当たっております。また、年に一度の消防出初式を通じまして、連携の深さというものが御確認していただけるものと確信しております。今後につきましても、同様な形で連携を密にしようと考えております。それから最後のことにつきましては、後日お示ししたいと考えております。

以上です。

○ 八番 酒井美知代議員 ありがとうございます。市民の

安心安全のためにこれからもよろしくお願いいたします。

○ 西田久美議長 ただいまの酒井議員の御発言は御意見として承っております。

次に豊北議員からの質問を受けることといたします。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 今、インターネットとかちよつと検

索しましたら、あの、大阪府を中心に消防力強化のための勉強会というのが行われているようです。で、この勉強会の設置についての経緯についてお聞かせください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。御質問の消防力強化のための勉強会につきましては、大阪府が主催し、人口減少、少子高齢化が今後一層進む中、中長期にわたり広域的な大規模災害の発生時にも十分機能しうるよう、今後の大阪の消防力の強化に向け議論を深めるために設置されたものであります。

以上です。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議員 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 この勉強会では大阪の広域的な大災害に対応するための議論をしているようですけれども、その内容についてももう少し詳しく説明していただきたいのと、今後どのように進められていくのか。また、本消防組合としてはどのような影響があるのかについてお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 はい。当該勉強会は、今後の大阪の消防力の強化に向けての議論をしておりますが、あくまでも事務レベルの勉強会としての位置付けであり、何か特定の方針を決定するようなものではありません。

これまでの議論ですが、第一回勉強会では、救急事案の対応や消防資器材、人員の整備率など府内の消防力の現況把握や大規模災害への対応力強化の必要性の確認などを行い、第二回では、その間に大阪府が実施した府内全ての消防本部及び市町村に対するアンケート調査の結果概要が示されました。今後は、このアンケート結果も踏まえ、大阪の消防力の強化について、複数のプランが提示され、議論を深める予定と聞いております。

いずれにしても、まだまだ粗い検討内容となっておりますことから、より一層精度の高い内容に踏み込んでいく予定であり、本消防組合を含め、大阪府下消防本部における影響等につきましては、今後の検討課題となっておりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 西田久美議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 はい。ありがとうございました。大

災害に備えて消防力を強化していくことは本当に重要なことだと思います。府下的な整備率や現状把握はもちろんのこと重要だと思っております。消防業務の広域化もね、この中では論点になっていたと思いますので、本組合にも影響が及ぶかということも含めて今後もわたくし自身も注視していきたいなと思っております。

先ほど酒井議員の方からもおっしゃられましたが、今年二十二日の新潟県糸魚川市では百五十棟近くが延焼する大火災となりました。出火原因は鍋の空だきということ、ほんとに私たち身近に、いつもコンロではやっていることなので気をつけないといけないなとも思いましたし、この要因となったのは、住宅の密集で最大瞬間風速が二十メートルを超えていたとか、こういった悪環境ということと、あとはそういった大災害に対しての消防力の不足ということも消防署の方から言われております。今回の火災はほんとに他人事ではないということ、本組合も今回の火事を教訓に今後も消防力を強化していくために、守口市、門真市と連携して今後とも頑張っていたいただきたいなということをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○ 西田久美議長 ただいまの豊北議員の御発言は御意見とし

て承っております。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 西田久美議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、議員各位には御出席を賜り、終始慎重に御審議の上、御提出いたしました案件を速やかに御決定賜り、誠にありがとうございました。

今後、突発的な案件が生じない限り本定例会をもって納めの議会と相成ります。本年も残すところ、あと僅かとなりましたが、この一年間、議員各位より賜りました御意見等につきましては、今後の消防行政に反映させていただき、更なる努力を重ねてまいる所存でございます。

これからますます寒さは厳しくなりますが、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛なされまして、御家族ともども、良き新年をお迎えになられますことを心からお

祈りを申し上げます。

終わりに、今後ともより一層の御指導、御助言を賜りますようお願いを申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○ **西田久美議長** 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始慎重なる御審議を賜り滞りなく全日程を終わらせていただき誠にありがとうございます。ここに、深く感謝の意を表しますとともに、今後とも組合議会の円滑なる運営に、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願いいたす次第でございます。

終わりに臨みまして、議員各位はもとより、理事者におかれましても、年の瀬を迎え寒さ厳しき折、なお一層、御自愛を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶いたします。

それでは、これもちまして本定例会を閉会いたします。誠にありがとうございます。

午前十時五十六分閉会

~~~~~